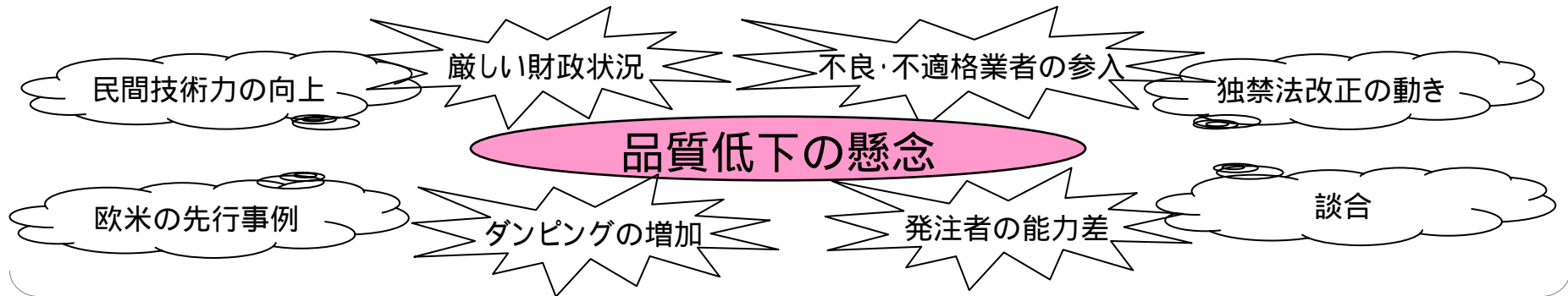


公共調達の新時代に向けて

平成20年4月21日

国土交通省 大臣官房 技術審議官
佐藤 直良

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の成立



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

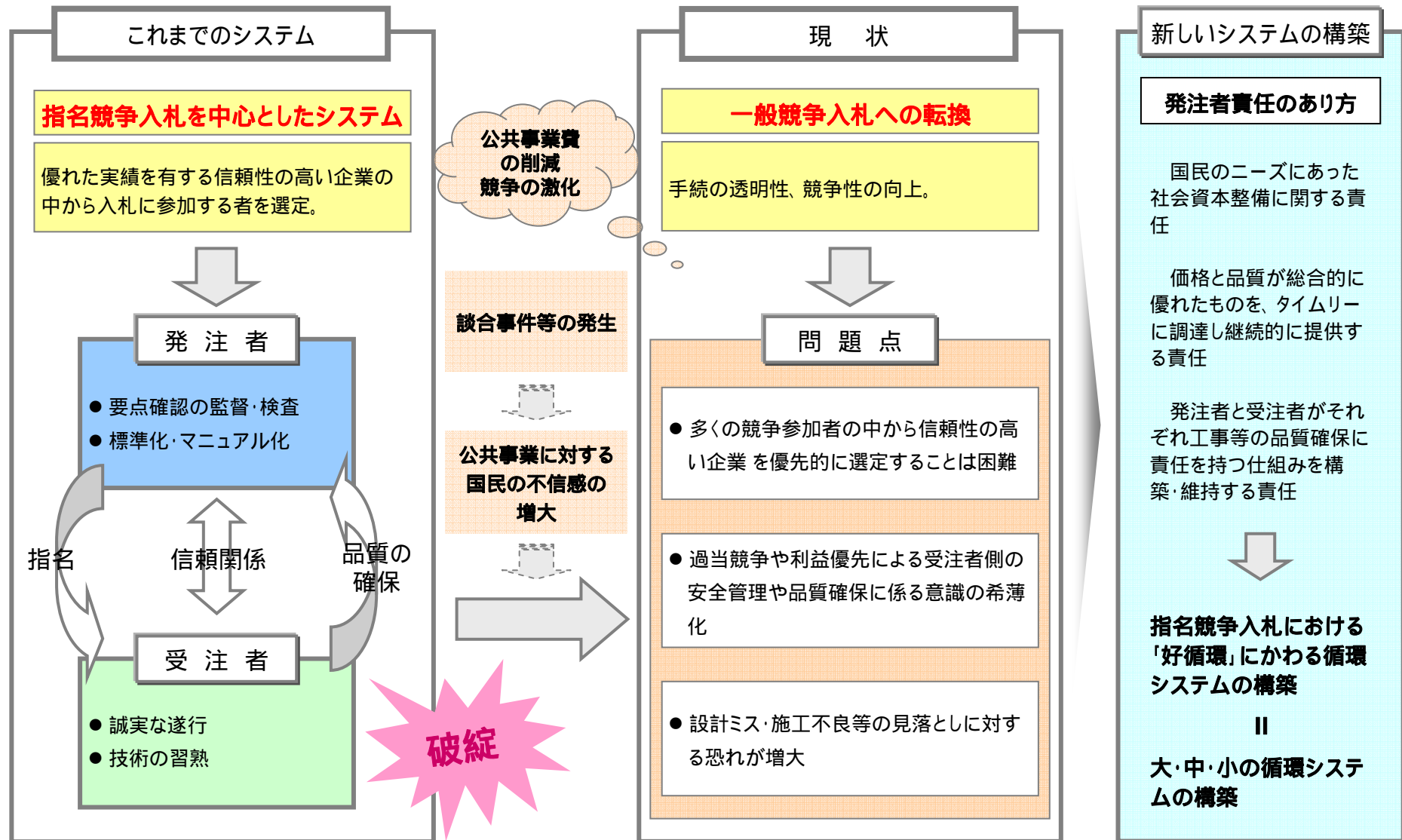
公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
・技術提案を求める入札(第12条)
・技術提案についての改善が可能(第13条)
・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

建設生産システムの現状と発注者責任を果たすための課題



一般競争下での良い循環を目指して

【小循環】

個々の工事等において品質の高い成果が確実に得られる仕組み

【中循環】

企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み

【大循環】

建設生産システム全体を通じて各段階の経験が着実に次の段階へ引き継がれ、かつ上流段階に環流される仕組み

一般競争入札の対象拡大(H20年度中に6,000万円以上)と総合評価落札方式の拡充
 詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注方式等、多様な発注方式の採用

